

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した法人事業税及び特別法人事業税（以下、併せて「法人事業税等」という。）の更正決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第 1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都〇〇都税事務所長（以下「処分庁」という。）が請求人に対して令和 3 年 1 0 月 2 6 日付けで行った、令和 2 年 6 月 1 日から令和 3 年 5 月 3 1 日までの事業年度（以下「本件事業年度」という。）に係る法人事業税等の更正決定処分（内容は別紙処分目録のとおり。以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

第 3 請求人の主張の要旨

請求人は、以下の理由から、本件処分の違法性又は不当性を主張し、その取消しを求めている。

法人事業税・特別法人事業税の課税標準の算定は正当であるから、本件処分は違法・不当である。

第 4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法 4 5 条 2 項の規定を適用して棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のとおり審議した。

| 年 月 日 | 審議経過 |
|------------|--------------|
| 令和4年10月20日 | 諮問 |
| 令和4年11月29日 | 審議（第72回第3部会） |
| 令和4年12月20日 | 審議（第73回第3部会） |

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 法人事業税について

ア 法人事業税のあらまし

地方税法（以下「法」という。）によれば、法人事業税は、法72条の2第1項1号ロに定める法人（請求人はこれに該当する。）については、所得割額によって課され、所得割の法人事業税の課税標準は、各事業年度の所得による（法72条の12第3号）とされている。

そして、法人事業税における連結申告法人以外の内国法人（請求人はこれに該当する。）の各事業年度の所得は、各事業年度の益金の額から損金の額を控除した金額によるものとされ、法又は政令で特別の定めをする場合のほか、当該各事業年度の法人税の課税標準である所得の計算の例により算定する、とされている（法72条の23第1項1号）。

イ 法人税の所得の計算（通則及び所得税額の控除）

法人税法は、法人税における各事業年度の所得の金額の計算の通則として、収益の額及び損金の額に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、一般に公正妥当と認められる会計

処理の基準に従って計算される、とする（法人税法 22 条 4 項）。

法人税法 40 条（上記通則中にいう「別段の定め」である。）は、法人税法 68 条 1 項（所得税額の控除）の規定の適用を受ける場合には、この規定により控除をされる金額に相当する金額は、その法人の各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない、とする。

法人税法 68 条は、所得税額の控除について、各事業年度において利子や配当等の支払を受ける場合には、これらにつき所得税法の規定により課される所得税の額を当該事業年度の所得に対する法人税の額から控除する（同条 1 項）とし、この控除は、確定申告書等に控除を受けるべき金額及びその明細書類の添付がある場合に限り適用する（同条 4 項）旨を定める。

そうすると、法人税においては、所得税法の規定により課された所得税額は、法人税法 68 条の規定の適用を受けて法人税の額から控除される場合を除き、法人税の課税標準である所得の計算上損金に算入することになる。

ウ 法人事業税における所得税額の取扱い

一方、法人事業税は、各事業年度の所得を算定する場合において、所得税法の規定により課された所得税について法人税法 68 条 1 項の規定の適用を受けないときは、当該法人の事業税の課税標準である各事業年度の所得の算定については、当該所得税額を損金の額に算入しないものとする、と定められている（地方税法施行令（以下「法施行令」という。） 21 条の 2 の 2 第 1 項。この規定は、上記アに記載した法 72 条の 23 第 1 項 1 号の規定中の「特別の定め」に当たる。）。

したがって、法人事業税の所得の算定においては、法人税において所得税額の税額控除を受けた場合又は所得税額を損金に算入した場合のいずれにおいても、当該所得税額を損金に算入

しないことになる。

これは、法人事業税の所得の計算を法人税の例によって行うこととすれば、法人税において（所得税額の）税額控除を行う場合と損金算入する場合とで法人事業税の所得が異なることとなり、両者の間に生じる不均衡を回避するため、とされる（参照、事業税研究会「事業税逐条解説（7）」地方税2007年5月号91頁〔116頁〕）。

エ 法人税の所得の計算（欠損金の繰越し）

欠損金の繰越しについて、法人税法は、内国法人の各事業年度開始の日前10年（平成20年3月31日までに終了する事業年度については7年、平成20年4月1日以後に終了し平成30年3月31日までに開始する事業年度については9年）以内に開始した事業年度において生じた欠損金額がある場合には、当該欠損金額に相当する金額は、当該各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する（法人税法57条1項、法施行令20条の3第1項）、としている。

オ 更正

法72条の39第1項及び法1条2項によれば、東京都知事は、事業を行う法人で事業税の納付義務があるものが申告書又は修正申告書を提出した場合において、申告書又は修正申告書に記載された所得割額の算定について誤りがあることを発見したときは、所得割額を更正するものとする、とされている。

(2) 地方法人特別税について

地方法人特別税等に関する暫定措置法（以下「暫定措置法」という。）によれば、地方法人特別税の納税義務者は法人であり（5条）、その課税標準は、基準法人所得割額（法の規定に基づき標準税率によって計算した所得割額。3条5号）とされる（8条）。

そして、地方法人特別税の賦課徴収については、法人事業税の

賦課徴収の例により、法人事業税の賦課徴収と併せて行うものとされる（暫定措置法10条）。

なお、暫定措置法は令和元年10月1日をもって廃止されたため（平成28年法律第13号9条及び附則1条3号並びに平成28年法律第86号3条）、同日以後開始の事業年度について地方法人特別税は課されない。

(3) 特別法人事業税について

特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律（以下「特別法人事業税法」という。）によれば、特別法人事業税の納税義務者は法人であり（4条）、その課税標準は、基準法人所得割額（法の規定に基づき標準税率によって計算した所得割額。2条5号）とされる（6条）。

そして、特別法人事業税の賦課徴収については、法人事業税の賦課徴収の例により、法人事業税の賦課徴収と併せて行うものとされる（特別法人事業税法8条）。

なお、特別法人事業税法は令和元年10月1日から施行され（特別法人事業税法附則1条1号）、同日以後開始の事業年度について特別法人事業税が課される（同附則2条1項）。

(4) なお、東京都知事の都税に関する賦課徴収に関する権限は、納税地を所管する都税事務所に委任されている（法3条の2、東京都都税条例（昭和25年東京都条例第56号）4条の3）。

2 本件処分について

これを本件についてみると、請求人は、所得割の法人事業税を課される法人であり、令和3年7月16日に（令和2年6月1日から令和3年5月31日までの）本件事業年度に係る法人事業税等の確定申告書を処分庁に提出し、その課税標準となる所得の計算に関しては、法人税法が損金の額に算入すると定める、事業年度開始の日前10年以内に開始した事業年度において生じた欠損金額を、各事業年度において算入していることが認められる。

このうち、(4)の事業年度（平成23年6月1日から平成24年5月31日までの事業年度）は、当該事業年度の所得金額72,247,072円について(1)の事業年度に生じた欠損金額にすべて充当し、翌期以降へ繰り越す欠損金額の合計を252,729,636円と申告された。

欠損金額等の控除明細書（第6号様式別表9）には、上記(1)ないし(3)の各事業年度の控除未済欠損金額として、順に(1)237,366,087円、(2)32,753,106円、(3)54,857,515円との記載が認められ、これらの額は、(1)ないし(3)の事業年度に請求人が税務署に申告した法人税の各欠損金額と同額である。

つまり、請求人は、(4)の事業年度の法人事業税の繰越欠損金額の算定について、法人税と同様に、(1)ないし(3)の各事業年度に請求人に課された所得税を損金に算入したものと認められる。

そして、請求人は、申告した(4)の事業年度の繰越欠損金額をもとに、(5)ないし(12)の各事業年度の繰越欠損金額を算出して、本件事業年度における所得金額を776,930円と申告した。

しかし、法人事業税については、課税標準の所得の算定は所得税法の規定により課された所得税額を損金に算入しない、と定められており（上記1・(1)・ウ）、請求人申告の本件事業年度における所得金額は、(1)ないし(3)の各事業年度に課された所得税額を法人事業税の所得の損金に算入した点で法令の定めに反するものである。

次に、処分庁による算定についてみると、処分庁は、本件事業年度について控除することができる欠損金額を2,845,409円と算定している。

処分庁は、(4)の事業年度において翌期以降へ繰り越す欠損金額の算定に際して、(1)ないし(3)の各事業年度に課された所得税額の合計を法人事業税の所得の損金に算入することなく（上記1・(1)・ウ）、当該3事業年度の控除未済欠損金額を、(1)ないし(3)の各事業年度に申告された法人事業税の欠損金額そのものの計324,80

2, 681円 ((1) 237, 239, 207円 + (2) 32, 723, 485円 + (3) 54, 839, 989円) とし、ここから(4)の事業年度の所得金額72, 247, 072円を引いて252, 555, 609円を求めている。

本件事業年度の所得については、処分庁算定の(4)の事業年度の繰越欠損金額をもとに算定されたことが認められる。

本件事業年度について、申告された法人事業税の所得金額3, 796, 366円から処分庁算定の欠損金額2, 845, 409円を控除すると、所得は950, 957円となり、課税標準額は950, 000円となる(別紙参照)。

以上によれば、処分庁による本件処分の課税標準額は、上記1の法令等の定めに基づき適正になされたものといえることができる。

また、処分庁が本件事業税等の額を算出した過程について確認したところ、違算等も認められないことから、この点においても、本件処分を違法又は不当なものということとはできない。

3 請求人の主張についての検討

請求人は、上記第3のとおり、請求人が申告した法人事業税等の課税標準の算定は正当であると主張する。

しかし、上記2に述べたとおり、法人税と法人事業税とでは所得税額の取扱いは異なって定められているところ、処分庁による所得割の課税標準額の算定は、法及び法施行令の定めに基づきなされたものであり、請求人の主張には理由がない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

羽根一成、加々美光子、青木淳一

別紙 (略)